

# 令和6年度 市民税 県民税 申告書の手びき

申告書を作成するときは、この手びき・書きかたの必要などところを読んでください。なお、分かりやすくするために、この面は質問形式で説明してあります。

## 質問1

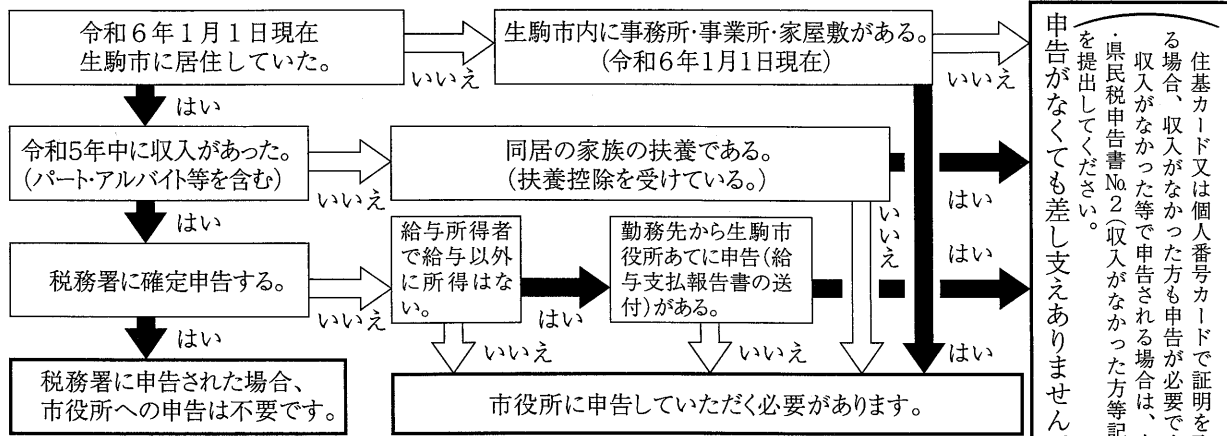
市民税・県民税の申告とはどのようなものですか？

あなたの所得に係る税金は、所得税（国の税金で税務署に申告）と、市民税・県民税（生駒市及び奈良県の税金で生駒市に申告）に分けられます。市民税・県民税の申告とは、令和6年1月1日現在あなたが住んでいる生駒市に対して、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの全ての所得を記入して提出する手続きをいいます。この申告により市民税・県民税（合わせて住民税といいます）・国民健康保険税等が計算され、証明等も発行可能となります。

## 質問2

どのような場合、申告が必要ですか？

※矢印に沿ってお進みください。（ただし、原則です。次の項目等も参照してください。）



住基カード又は個人番号カードで証明を取得する場合、収入がなかった方も申告が必要です。収入がなかった等で申告される場合は、市民税・県民税申告書No.2（収入がなかった方等記入用）を提出してください。申告がなくても差し支えありません。

年金所得者の方は…その年の公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その額が20万円以下の場合や、（給与、営業、不動産、配当など）社会保険料控除などの各控除の適用を受けるときは市民税・県民税の申告が必要です。（控除の適用がない場合、税負担が大きくなる場合があります。）

## 質問3

私は年金生活者ですが、年金所得の求め方と子どもの扶養に入れる年金収入額を教えてください。

厚生年金・共済年金・国民年金・軍人恩給・厚生年金基金等（以下「公的年金等」といいます。）は、雑所得として扱われます。その所得金額は、その年中の公的年金等の総収入額から、公的年金等控除額を差し引いた残額となります。（下表参照。）また、扶養に入れる所得は48万円以下のため、年金収入では158万円（65歳未満では108万円）以下で他に所得がなければ、扶養親族に該当します。

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計金額（A）（申告書⑩欄）	公的年金等に係る雑所得金額の計算式（申告書⑩欄）		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
65歳以上 （昭和34年1月1日以前生）	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下		
	330万円未満	A - 110万円	A - 100万円	A - 90万円
	330万円以上410万円未満	A × 75% - 27万5千円	A × 75% - 17万5千円	A × 75% - 7万5千円
	410万円以上770万円未満	A × 85% - 68万5千円	A × 85% - 58万5千円	A × 85% - 48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	A × 95% - 145万5千円	A × 95% - 135万5千円	A × 95% - 125万5千円
1,000万円以上	A - 195万5千円	A - 185万5千円	A - 175万5千円	
65歳未満	130万円未満	A - 60万円	A - 50万円	A - 40万円
	130万円以上410万円未満	A × 75% - 27万5千円	A × 75% - 17万5千円	A × 75% - 7万5千円
	410万円以上770万円未満	A × 85% - 68万5千円	A × 85% - 58万5千円	A × 85% - 48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	A × 95% - 145万5千円	A × 95% - 135万5千円	A × 95% - 125万5千円
	1,000万円以上	A - 195万5千円	A - 185万5千円	A - 175万5千円

（注）遺族・傷病・障害年金等につきましては住民税はかかりませんが、「市民税・県民税申告書No.2（収入がなかった方等記入用）」に記入してください。

## 質問4

給与所得の求め方を教えてください。

給与所得の計算は給与の収入金額に応じて次のとおり計算されます。

給与の収入金額（A）（申告書⑧欄）	給与所得金額（申告書⑨欄）	給与の収入金額（A）（申告書⑧欄）	端数整理額	給与所得金額（申告書⑨欄）
161万9千円未満	A - 55万円	162万8千円以上 180万円未満	A ÷ 4千円 = B	C × 60% + 10万円
161万9千円以上 162万円未満	106万9千円	180万円以上 360万円未満	Bは小数点以下切り捨て	C × 70% - 8万円
162万円以上 162万2千円未満	107万円	360万円以上 660万円未満	B × 4千円 = C	C × 80% - 44万円
162万2千円以上 162万4千円未満	107万2千円	660万円以上 850万円未満		A × 90% - 110万円
162万4千円以上 162万8千円未満	107万4千円	850万円以上		A - 195万円

- 下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除を控除します。
- 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する場合  
 控除額 = (給与等の収入金額 × ※1) - 850万円 × 10% ※1は1,000万円超の場合1,000万円  
 (イ)本人が特別障害者に該当する (ロ)23歳未満の扶養親族を有する  
 (ハ)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
  - 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合  
 控除額 = 給与所得金額(※2) + 公的年金等に係る雑所得の金額(※3) - 10万円  
 ※2と※3はそれぞれ10万円超の場合10万円

## 質問5

住民税はどのように算出するのですか？

住民税には、所得が一定額を超えるとかかる均等割と所得に応じてかかる所得割とがあります。所得割の税率と計算方法は下記のとおりです。均等割は、年額4,500円（市民税3,000円、県民税1,500円）です。なお、県民税については、平成18年度から奈良県森林環境税として500円が加算されて1,500円となっています。また、令和6年度から国税として森林環境税を年額1,000円納めていただくことになっています。

所得割税率 市民税・・・6% 県民税・・・4% ※主な税額控除額（配当控除）

収入金額	必要経費	給与所得控除等	専従者控除	所得控除	課税所得金額	市民税所得割税率	調整控除額	税額控除額	配当所得割控除額	又所得割額控除額	市均等割額	市民税	市均等割額	市民税	森林環境税（国税）	納める税金
$\text{課税所得金額} \times \text{市民税所得割税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額} = \text{市民税}$ $\text{課税所得金額} \times \text{県民税所得割税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額} = \text{県民税}$ $\text{課税所得金額} \times \text{市均等割税率} + \text{市均等割額} = \text{市民税}$ $\text{課税所得金額} \times \text{市均等割税率} + \text{市均等割額} = \text{県民税}$																

※調整控除額  
 税源移譲によって個々の納税者の負担が変わらないよう、個人住民税において、所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置が講じられます。※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外

## 質問6

配偶者にパート（内職）アルバイトの収入があるのですが住民税はどうなりますか？

パートで給与としてもらっている場合と生命保険外交員・内職等で歩合給としてもらっている場合とは所得の区分が異なり、給与所得か営業等所得となります。まず、給与の場合は、年間収入（1月1日～12月31日）が103万円までは扶養に入れます。ただし、96万5千円を超えますと配偶者に住民税がかかります。歩合給の場合は、年間収入から経費（収入を得るために支出した費用）を差し引いた額が48万円までは扶養に入れます。ただし、41万5千円を超えますと配偶者に住民税がかかります。

上記の内容を 表にすると……	住民税非課税額	扶養要件該当額
給与の場合	収入が96万5千円以下	収入が103万円以下
歩合給の場合	経費差引後41万5千円以下	経費差引後48万円以下

\*あなたの合計所得が1,000万円を超える場合は配偶者控除・配偶者特別控除を受けることはできません。  
 \*本人が寡婦・ひとり親、障害者、未成年者の場合は、所得が135万円以下（給与収入2,043,999円以下）の場合は住民税非課税になります。

## 質問7

他市に住んでいる配偶者の扶養で私には収入がないのですが？

※  
 配偶者が単身赴任等で家族を生駒市に残して他市町村に居住している場合には、配偶者が生駒市に家屋敷を有するという条件で、申告しなければなりません。あなたが配偶者の扶養に入っている場合、「市民税・県民税申告書No.2（収入がなかった方等記入用）」の①-1欄と②欄を記入して提出してください。  
 ※家屋敷とは、配偶者が自己又は家族の居住のために、自己の住所地以外の場所（生駒市内）に設けた独立性のある住宅で、常に居住しうる状態のものをいい、必ずしも自己の所有であることを要しません。

## 質問8

申告にはどのような物が必要ですか？

申告書・給与所得及び公的年金等の収入がある場合は源泉徴収票・他の所得の方は収入金額や必要経費の分かる書類。その他に、控除を証明する書類として医療費の明細書・生命保険料・地震保険料又は旧長期損害保険料の証明書・国民年金保険料（国民年金基金を含む。）の支払をした旨を証する書類など。  
 番号法の施行により、申告書を提出する際は、本人確認書類（個人番号カード又は通知カード及び個人番号の正しい持ち主であることの身元を確認する書類）を提示してください。なお、郵送する場合は、本人確認書類の写しを同封してください。  
 代理の方が申告される場合は、代理の方の本人確認書類も必要です。  
 申告書に記載の配偶者及び扶養親族等におきましては、個人番号カードの写しの添付は不要ですが、個人番号の記載が必要となります。

## 質問9

申告はいつすればよいのですか？

令和6年2月16日から3月15日まで  
 （郵送での提出も可能です。郵送の場合、連絡先を必ず記入してください。また、やむを得ない事情があつて期限までに提出できなかった場合は、期限後できるだけ早く提出してください。その場合は、納税通知書や証明の発行等が遅れることがあります。）

## 質問10

まだまだ分からないことがあるのですが？

その場合は、ご遠慮なく下記までお問い合わせください。なお、申告期間中は、電話も窓口も大変混み合いますので、ご了承ください。  
**生駒市役所 課税課 市民税係** 〒630-0288 生駒市東新町8-38  
 （1階13番窓口） 電話 0743-74-1111 内線7120・7121・7122  
 （申告書を紛失された方又は申告が必要で申告書をお持ちでない方は、ご連絡ください。送付いたします。）  
 ホームページでも申告書作成・住民税額試算ができます。 <https://www.city.ikoma.lg.jp/000016210.html>

# 申告書の書きかた (記入例)

## 1 収入金額等欄

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入等についてご記入ください。

収入の種類	説明	必要経費等
営業等	卸売業・小売業・製造業・建設業・サービス業などから生ずる所得のほか、医師・弁護士・作家・外交員・大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる収入	その収入を得るために支出した費用 (注)家事に使った費用は必要経費にはなりません ※申告書裏面7欄に内訳を記入してください。
農業	農作物の生産・果樹栽培・家畜の飼育などから生ずる収入	※申告書裏面7欄に内訳を記入してください。
不動産	アパート・マンション・ガレージ・貸家・貸地などから生ずる収入	
利子	銀行等の預貯金の利子など(源泉分離課税分は申告不要)	なし
配当	株式・出資の配当、証券投資信託の収益の分配に係る収入(申告書裏面8欄に内訳を記入してください)。ただし、大口以外の上場株式の配当については、支払時に住民税が差し引かれるため、精算の必要がない場合は申告不要となります。なお、特定配当等に係る所得金額を総所得金額に含め、配当割額の控除を受けようとする場合は、申告書裏面13欄に記入してください。	株式取得のための借入金の利子
給与	俸給・給料・賃金・賞与などの収入の合計額(源泉徴収票を添付してください。)	所得金額が分からないときは、お尋ねいただくか、収入金額(⑧欄・⑩欄)のみご記入ください。
公的年金等(雑所得)	厚生年金・共済年金・国民年金・軍人恩給・厚生年金基金などの収入金額(源泉徴収票を添付してください。) ※遺族・傷病・障害年金などを受給している方は、別紙「市民税・県民税申告書 No.2 収入がなかった方等記入用」申告書の該当欄に記入してください。	(計算の方法は裏面の手びきをご覧ください。)
業務(雑所得)	作家以外の方が受ける原稿料・印税・講演料・ネットオークションなどを利用した個人取引などの収入(申告書裏面9欄に内訳を記入してください。)	収入を得るために支出した費用
その他(雑所得)	生命保険の個人年金・互助年金など、他のどの種類にも当てはまらない収入(申告書裏面9欄に内訳を記入してください。)	
総合譲渡	機械・自動車・ゴルフ会員権などの資産の譲渡(土地・建物を除く。)などによる収入	譲渡した資産の取得費・譲渡に要した費用
一時	法人からの贈与・賞金・競輪・競馬等の払戻金・生命保険の満期金・一時金などによる収入	収入を得るために支出した費用
分離譲渡…別紙(分離課税等)で申告	税務署に確定申告をする必要のない場合で、市民税・県民税の申告をする場合は、課税課までご連絡ください。	種類により異なりますので詳しくは税務署へお尋ねください。

## 2 所得金額欄

収入金額等から必要経費等を引いた後の金額をご記入ください。

### ◎「市民税・県民税申告書 No.2(収入がなかった方等記入用)」申告書について

この申告書は、令和5年中に収入が全くなかった方で、主に所得非課税証明・国民健康保険・介護保険・国民年金・児童手当等の資料として申告が必要な場合や、住所が生駒市外にある方で、市内に家屋敷(事業所)を有する場合等にご記入いただくものです。

**※おことわり** この手びきの内容は、令和5年12月現在の地方税法等により作成しています。したがって、以後の地方税法改正等により変更になる場合があります。また、紙面の都合で説明を一部簡略化しています。ご了承ください。

**令和6年度 市民税・県民税 申告書**  
(令和5年中収入)

整理番号	801	送付必要
業種又は職業(必ず記入)	会社員	
電話番号(必ず記入)	0743-74-0000	
個人番号	000000000000000000	
「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第9項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。		

(あて先) 生駒市長 現住所 生駒市東新町8-38  
 提出年月日 1月1日現在の住所 同上  
 フリガナ イコマ シロウ  
 氏名 生駒 次郎  
 生年月日 明・大(即)平令 33・1・4 世帯主氏名 生駒 次郎 続柄 本人

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	生命保険料控除	地震保険料控除	雑損控除	所得から差し引かれる金額
損害の原因 損害の年月日 損害を受けた資産の種類 損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失のうち補填される金額 災害関連支出の金額	支払った医療費等 保険金などで補填される金額 285,560円 60,000円	社会保険の種類 支払った保険料 介護保険料 68,550円 国民健康保険税 326,600円 国民年金保険料 179,920円 合計 575,070円	新生命保険料の計(101) 旧生命保険料の計(44) 32,133円 12,960円 新個人年金保険料の計(102) 旧個人年金保険料の計(45) 18,820円 介護医療保険料の計(103) 18,820円	地震保険料の計 旧長期損害保険料の計(46) 14,520円 19,400円	雑損控除 125,560円 社会保険料控除 575,070円	所得から差し引かれる金額 2,766,482円

### 4 所得から差し引かれる金額

雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	生命保険料控除	地震保険料控除	所得から差し引かれる金額
雑損控除 125,560円	医療費控除 60,000円	社会保険料控除 575,070円	生命保険料控除 43,410円	地震保険料控除 17,260円	所得から差し引かれる金額 3,011,300円

### 5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)

### 6 給与所得の内訳

月	日	給	勤務日数	月	取
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

賞与等 円

合計 円

### 7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

### 8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

### 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
原稿料	○×出版	200,000円	120,000円
個人年金	○×生命	100,000円	60,000円

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項 ・ 4 所得から差し引かれる金額欄

控除の種類	控除の説明	控除額																
⑩雑損 (注)証明書が必要です。	令和5年中にあなたやあなたの扶養親族などが所有する生活用資産が、災害・盗難・横領などによって損害を受けたときに支出した費用があった場合	次のいずれか多い金額 ①(損失の金額-保険金等により補てんされた額)-総所得金額等の合計額の10% ②(災害関連支出の金額-保険金等により補てんされた額)-5万円																
⑪医療費 (注)明細書が必要です。	令和5年中にあなたやあなたの扶養親族などのために医療費を支払った場合	(支払った医療費-保険金等により補てんされた額)-(総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ない額)(限度額200万円) ※セルフメディケーション税制の適用を選択する場合(支払った特定一般用医薬品等購入費-保険金等により補てんされた額)-1万2千円(限度額8万8千円) (注)選択する場合は、⑩欄の区分に「1」と記入ください。																
⑫社会保険料 (注)国民年金保険料は証明書が必要です。	令和5年中のあなたやあなたの扶養親族などの健康保険料・国民健康保険税(料)・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料で、あなたが支払ったり、又はあなたの給与・年金から差し引かれたりした保険料がある場合 (注)40歳から64歳までの方の介護保険料はそれぞれご加入の医療保険に含まれています。	支払額全額																
⑬小規模企業共済等掛金	令和5年中にあなたが支払った小規模企業共済等掛金又は地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金がある場合 (注)証明書が必要です。																	
⑭生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料 (注)証明書が必要です。  (注)控除額は、旧制度・新制度あわせて70,000円が限度です。	旧制度 平成23年12月31日以前に契約の場合(一般・個人年金それぞれに適用) (注)控除額は、一般・個人年金あわせて70,000円が限度です。 ①支払保険料が 15,000円以下 全額 ②支払保険料が 15,000円を超え40,000円以下 支払×1/2+7,500円 ③支払保険料が 40,000円を超え70,000円以下 支払×1/4+17,500円 ④支払保険料が 70,000円を超える 35,000円  新制度 平成24年1月1日以後に契約の場合(一般・個人年金・介護医療それぞれに適用) (注)控除額は、一般・個人年金・介護医療あわせて70,000円が限度です。 ①支払保険料が 12,000円以下 全額 ②支払保険料が 12,000円を超え32,000円以下 支払×1/2+6,000円 ③支払保険料が 32,000円を超え56,000円以下 支払×1/4+14,000円 ④支払保険料が 56,000円を超える 28,000円	一般・年金の控除額の限度 【旧制度 限度35,000円】 【新制度 限度28,000円】 【旧・新両方 限度28,000円】 (旧制度の控除額が28,000円を超える場合はその額)																
⑮地震保険料・旧長期契約損害保険料 (注)証明書が必要です。	地震保険 ①支払保険料が 50,000円以下 支払×1/2 ②支払保険料が 50,000円を超える 25,000円 旧長期契約(平成18年12月31日以前に締結したもの) ①支払保険料が 5,000円以下 全額 ②支払保険料が 5,000円を超え15,000円以下 支払×1/2+2,500円 ③支払保険料が 15,000円を超える 10,000円 (注)控除額は、地震・旧長期契約あわせて25,000円が限度です。																	
⑯寡婦・ひとり親 (注)証明書が必要です。	あなたの令和5年中の合計所得金額が500万円以下で、 ・ひとり親 令和5年末現在、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされている方を除く)を有するひとり親(事実婚でない未婚のひとり親を含む)の場合 ・寡婦 あなたが女性であって、夫と離婚後再婚しておらず、子以外で総所得金額等が48万円以下の生計を一にする扶養親族(他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされている方を除く)を有する方か、夫と死別後再婚していないか、夫が生死不明の方の場合。	ひとり親 30万円 寡婦 26万円																
⑰勤労学生 (注)学生証の写しが必要です。	あなたが学生・生徒で令和5年中に勤労による給与所得等があり、かつ、合計所得金額が75万円以下でそのうち給与所得以外の所得が10万円以下の場合	26万円																
⑱障害者	あなたやあなたの扶養親族などが障害者の場合に記入してください。(注)証明する手帳の提示又は、手帳の写しを添付してください。 障害者 26万円 特別障害者(身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級など) 30万円 ※同一生計配偶者又は扶養親族が、あなた又はあなたと生計を一にしている親族と同居している特別障害者である場合は23万円を加算した額																	
⑲配偶者 ⑳扶養 16歳未満の扶養親族(控除対象外)	あなたと生計を一にする配偶者や親族が、次のいずれかに該当する場合(令和5年中所得で判定) (ア)所得がなかった方 (イ)合計所得金額が48万円以下の方(パート等で給与収入のみの場合103万円以下であれば該当します。ただし、事業専従者を除きます。) ※あなたの合計所得が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用はありません。(障害者控除には適用されます。) 同一生計配偶者の欄にチェックを入れてください。 ※別居の(住民登録が生駒市にない)扶養親族等については、申告書裏面12欄に氏名・住所・個人番号を記入してください。 ※日本国外に居住する親族(国外居住親族)については、留学ビザ等書類、親族関係書類及び送金関係書類を添付、又は提示してください。	<table border="1"> <tr> <th>あなたの所得</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> <tr> <th>配偶者の所得</th> <td>70歳未満 33万円</td> <td>70歳以上 38万円</td> <td>70歳以上 38万円</td> </tr> <tr> <th>扶養親族</th> <td>16歳未満 控除対象外</td> <td>16歳以上19歳未満 33万円</td> <td>19歳以上23歳未満 45万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23歳以上70歳未満 33万円</td> <td>70歳以上 38万円</td> <td>70歳以上の同居老親 45万円</td> </tr> </table>	あなたの所得	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の所得	70歳未満 33万円	70歳以上 38万円	70歳以上 38万円	扶養親族	16歳未満 控除対象外	16歳以上19歳未満 33万円	19歳以上23歳未満 45万円		23歳以上70歳未満 33万円	70歳以上 38万円	70歳以上の同居老親 45万円
あなたの所得	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下															
配偶者の所得	70歳未満 33万円	70歳以上 38万円	70歳以上 38万円															
扶養親族	16歳未満 控除対象外	16歳以上19歳未満 33万円	19歳以上23歳未満 45万円															
	23歳以上70歳未満 33万円	70歳以上 38万円	70歳以上の同居老親 45万円															
㉑基礎	あなたの合計所得金額 控除額	2,400万円以下 43万円	2,400万円超 2,450万円以下 29万円	2,450万円超 2,500万円以下 15万円	2,500万円超 適用外													
㉒基礎	あなたの合計所得金額 控除額	2,400万円以下 43万円	2,400万円超 2,450万円以下 29万円	2,450万円超 2,500万円以下 15万円	2,500万円超 適用外													